

和泉情審答申第 9 号
平成24年 5 月 1 日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市情報公開審査会
会長 松田 聡子

情報の公開の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成24年2月10日付け諮問第2号で諮問のありました情報の公開の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立てを棄却するべきである。

2 異議申立ての内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、異議申立人が市長に求めた「（市立南池田第一、第二保育園の）統廃合民営化に対する意見の回答書の根拠となる弁護士の見解書もしくは議事録」の情報公開請求について、市長が「平成23年10月27日弁護士相談記録」（以下「本件文書」という。）のうち、顧問弁護士の見解に関する部分を非公開とする部分公開決定（以下「原処分」という。）を行ったことに対して、当該決定を取り消して文書全体の公開を求めるものである。

3 異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- （1）原処分を取り消し、文書全てを公開すべきであるとの答申を求める。
- （2）条例第6条第1項第3号の「当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというほかに、当該事業に関する情報を開示することにより、当該事業者の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解釈するのが妥当である。市の主張は単なる抽象的、確率的な可能性に過ぎず、法的保護に値する蓋然性を有しない。
- （3）また、本件の書面は、法律相談の内容について市職員が顧問弁護士から聴取した結果を記載したものに過ぎず、この文書自体が条例第6条第1項第5号の「取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業」といえないことは明らかであるし、また、市立保育園民営化事業についても未だ紛争というものにまで発展してないのであるから、争訟ということもできず、本件文書は、同号の規定に該当しない。
- （4）さらに、市は主張していないが、条例第6条第1項第8号についても、該当しない。一般的に弁護士と相談者間における法律相談の内容は、公開されないことが前提である

ことは認めるが、それは相談者のプライバシー等を保護するためであって、弁護士の利益を保護するためでない。市は説明責任を果たすべき立場であり、また、相談者側であるから本件文書を市側から公開しても、市と顧問弁護士との信頼関係を害することはない。

- (5) 市は、その行う事業について市民に説明する義務があり、その説明責任を果たすために、文書を公開することが妥当である。
 - (6) 市は、顧問弁護士よりも市民との信頼関係を優先するべきである。
 - (7) 保育園統廃合民営化に関する保護者説明会の中で、幹部職員が保護者団体からの質問に対して、顧問弁護士に相談の上回答するという発言が繰り返されたため、当然顧問弁護士の見解も含めて回答があるものと思っていたが、そのような文書はなく、裏切られた思いだ。
- 以上のとおり、実施機関の行った部分公開決定は取り消されるべきである。

4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件不服申立てを棄却することが妥当であるとの答申を求める。
- (2) 本件の顧問弁護士との相談記録は、口頭による法律相談の内容について、本市職員が解釈したことの要点をまとめたもので、当該弁護士の何らのチェックを経たものではなく、正確に弁護士の見解を反映したものではない。このような顧問弁護士の知らないところで作成された文書が公開された場合、当該弁護士の思いも寄らないところでその信用や評価に影響を与えることになりかねず、特に弁護士はその信用や評価に大きく左右されやすい職業であると考えられることから、その競争上の地位その他正当な利益を保護するべきであり、条例第6条第1項第3号に該当する。
- (3) また、顧問弁護士との法律相談は、その相談記録の公表を行わないという前提のもと、市と顧問弁護士との信頼関係に基づいて率直な意見を提供してもらっている。仮にこれを公開することになれば、信頼関係が損なわれ、差し障りのない意見しか提供されないことになり、その結果市が今後判断に慎重を要する事業を執行するに当たり、適切な方針を決定することができなくなるおそれがある。このため、事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるため、条例第6条第1項第5号に該当する。

以上のとおり、実施機関が行った部分公開決定は、妥当である。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件請求に関する事実について

対象となった公文書は、「平成23年10月27日弁護士相談記録」である。これは、平成23年10月4日に南池田第一保育園保護者会・保育連から実施機関へ提出があった「(市立南池第一、第二保育園の)統廃合民営化についての意見書」に対して回答するに当たり、同年10月27日に市顧問弁護士を訪問し、相談したことについて、実施機関の職

員がその相談内容及び弁護士の見解を要約したものである。なお、本件情報公開請求の対象となる文書が、本件文書1枚であることについて、争いはない。

実施機関は、本件文書のうち顧問弁護士の見解に係る部分について、条例第6条第1項第3号及び同項第5号に該当するとして、当該部分を非公開とする部分公開決定を平成24年1月31日に行い、同年2月6日に写しの交付を行った。

同日、写しの交付を受けた異議申立人が「平成23年11月22日の南池田第一保育園保護者会・保育連あての統廃合民営化に対する意見の市の回答の中で、保育園移転の違法性の有無について問う箇所、和泉市こども未来室がきっちり弁護士から意見を聞いた上の回答なのか信用できないため、黒塗りの部分を確認したい。」として情報公開異議申立書を提出したものである。

(2) 原処分の妥当性について

以下、原処分の妥当性を判断するに当たり、本件文書のうち非公開とした情報が条例第6条第1項第3号及び第5号に該当するかについて検討する。なお、同項第8号についても、実施機関から明確な主張がなかったが、異議申立人から同号には該当しないという主張があったため、同号の該当性についてもあわせて検討することとする。

(ア) 条例第6条第1項第3号該当性について

条例第6条第1項第3号は、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を公開しないことができる旨を定めたものである。

本号にいう当該法人等の事業活動上の利益を害するかについては、法人等の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等により客観的な判断により行うべきであるところ、弁護士は、事業を営む個人として互いに競争関係にあり、その専門的知識、技能、経験、価値観等を発揮することで、社会的な評価や信用等を勝ち取り、事業活動を行っており、また、弁護士との相談記録は、相談者からの説明やそれに伴う資料をもとに、弁護士がその対策や解決方法を提示したものの記録であって、当該弁護士の専門的知識等が明らかにされるものである。したがって、弁護士との相談記録に関する公開の是非については、当該弁護士に対する社会的な評価、信用等事業活動上の利益に影響を与えるものであり、慎重でなければならない。

本件文書は、市立保育園統廃合民営化に関する市顧問弁護士の見解として、実施機関の職員がまとめて記載した文書であり、これが公にされることにより、当該弁護士の専門的知識等が明らかにされるのみならず、職員が独自に作成した本件文書が一人歩きすることにより、様々な誤解や憶測を生むことで、当該弁護士の信用や評価などに不当に影響を及ぼし、正当な利益を害するおそれがあると認められるため、同号に該当するものとする。

(イ) 条例第6条第1項第5号該当性について

条例第6条第1項第5号は、市の機関又は国等の機関が行う事務事業の目的達成又

は公正かつ円滑な執行を確保しようとする観点から定めたものであり、本号に定める「著しい支障が生ずると認められるもの」かどうかの判断に当たっては、恣意的に非公開の範囲を広げたり、拡大解釈することのないよう、原則公開の立場に立って行わなければならない。

本件文書は、市立保育園統廃合民営化に係る実施機関と保護者団体との間における交渉に関する事務事業についての文書であると認められる。また、顧問弁護士との相談記録を公開とすることで、当該弁護士との信頼関係が著しく害され、その結果、顧問弁護士との率直な意見交換にとどまらず、他の弁護士との法律相談についても協力を得ることが困難になるなど著しい支障が生じるおそれがあり、今後市が判断に慎重を要する事業を執行するに当たり、適切な方針を決定することがきわめて困難になることから、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められ、同号に該当するものとする。

(ウ) 条例第6条第1項第8号該当性について

条例第6条第1項第8号は、公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報を当該個人又は法人等の承諾なしに公開することは、情報提供者との協力関係、信頼関係を損ない、将来の情報の入手に支障を来し、行政の適正な運営を妨げるおそれがあることから、当該情報を公開しないことができる旨を定めたものであり、公開しないことを条件として任意に提供された情報であっても、当然に非公開となるのではなく、公開により当該情報提供者の協力を得ることが著しく困難になると認められる場合に限り、公開しないことができるものである。

本件については、弁明書において同趣旨の主張があるように、顧問弁護士との法律相談は、その相談記録を公表しないという前提のもと、市と顧問弁護士との信頼関係に基づいて率直な法律相談を行っているものと認められる。したがって、これを公開することになれば、当該信頼関係が著しく害され、今後顧問弁護士との率直な意見交換にとどまらず、法律相談そのものについても協力を得ることが著しく困難になると認められるため、本号に該当すると判断する。

6 結論

以上のとおりであるから、本件異議申立てには理由が無く、棄却するべきであるので、「1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

7 附帯意見

本件情報公開請求に係る異議申立てについて、当審査会としては、以上のような判断を下すものであるが、なお、条例第14条第2項に基づき、当審査会は、以下のとおり意見を付記するものである。

本件異議申立てに係る審査において、実施機関が現在行っている市立保育園の統廃合民営化事業について、実施機関が保護者に対して十分な説明責任を果たしているか疑わしく、

それが保護者の不信感を募らせているように思える。

実施機関にあっては、本事業の遂行について保護者に対する説明責任を果たし、このような不信感を払拭することに努めるよう望むものである。

(参考) 情報公開請求・異議申立ての経過

日 付	処 理 内 容
平成24年 1 月 2 5 日	情報公開請求
1 月 3 1 日	部分公開決定
2 月 6 日	異議申立て
2 月 1 0 日	諮問書の受理
2 月 2 9 日	弁明書の受理
3 月 1 6 日	反論書の受理
3 月 2 3 日	○審査会招集 ・実施機関の弁明陳述、質疑応答 ・異議申立人の意見陳述、質疑応答 ・答申案審議
5 月 1 日	実施機関への答申